

令和3年度川越市社会福祉協議会 地域福祉活動支援補助金交付事業 募集要項

地域福祉活動支援補助金交付事業は、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての地域福祉活動を支援することを目的とする。

1 補助対象者

- (1) 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ① 川越市内に活動場所を有する団体であること。
 - ② 2名以上で構成されていること。
 - ③ 公序良俗に反する活動を行わないこと。
 - ④ 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。
 - ⑤ 川越市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）に規定する暴力団でない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。
- (2) 前項の補助の対象となる者が自治会である場合においては、当該自治会は、川越市自治会連合会に加入している自治会であるものとする。

2 補助対象事業

- (1) 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業とする。
 - ① 地域における家事援助等の助け合い事業
 - ② 高齢者、障害者、子ども、乳幼児等を対象とした地域における仲間づくり、生きがいのづくり、居場所づくりに寄与する事業
 - ③ その他、地域福祉の推進に資する事業
- (2) 次の事業は助成対象外とする。
 - ① 営利を目的とした事業
 - ② 現金又は物品の配布のみを行う事業
 - ③ 国、地方公共団体又は本会から補助金等の交付を受けている事業
 - ④ 特定の個人のみが利益を受ける事業
 - ⑤ 地域福祉活動のないイベントやお祭りなどの事業
 - ⑥ その他、地域福祉の推進に資すると認められない事業

3 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の運営に要する経費のみとし、次に掲げる経費は、補助対象経費の対象としないものとする。

- (1) 補助団体の運営に関する経費（車両や不動産等の維持費、家賃）
- (2) 補助団体の構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費に関する経費
- (3) 補助団体の構成員による会合等の飲食費に関する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が補助対象経費することが適当でないと認めた経費
- (5) 決定通知日以降から補助対象期間までに使用した経費

4 補助対象期間

令和3年7月1日から令和4年2月28日に実施する事業が補助対象となります。
なお、経費の対象期間は、補助金交付事業決定日から補助対象期間終了日5日後までとする。

5 補助金の総額及び補助金額

- (1) 補助金総額は、90万円（第2層生活支援体制整備事業、赤い羽根共同募金配分金）の範囲内とする。
- (2) 補助金は、1団体あたり1年度につき5万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

6 申請時の提出書類

- (1) 地域福祉活動支援補助金交付事業申請書（様式第1号）
- (2) 地域福祉活動支援補助金交付事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 地域福祉活動支援補助金交付事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体全体の活動に係る資料（総会資料、パンフレット、定期刊行物等）
- (5) 団体全体の申請年度事業計画及び予算
- (6) 申請計画に関する資料（計画書、見積書等）

7 補助金の返還等

次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求めることがある。

- (1) 申請書の記載事項が虚偽又は事実と相違する場合
- (2) 報告内容が申請内容と異なる場合

8 申込方法

郵送又は市社協窓口（月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分）に持参

9 申請締め切り

令和3年5月7日(金) 必着

10 申請後の流れ（予定）

- (1) 5月7日 締め切り
↓
審 査
↓
- (2) 5月中旬 審査結果通知
↓
- (3) 5月下旬 指定口座入金
↓
- (4) 3月18日 報告書提出締め切り → 可能な範囲で活動状況の写真を添付

11 問い合わせ・送付先

社会福祉法人川越市社会福祉協議会 地域福祉課

〒350-0036

川越市小仙波町2-50-2

TEL：049-225-5703(代)

FAX：049-226-7666

メール：fukushisuishin@kawagoeshi-syakyo-or.jp

担 当：佐藤

この事業は、共同募金の配分金で実施されています 